

第 45 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

国際環境 NGO FoE Japan 清水規子

背景：

国際金融公社（IFC）は、2010 年 5 月に社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の第 1 次ドラフトを公開。各地でのコンサルテーションを開催し、コメントを受け付けた。7 月 9 日にマニラで開催されたコンサルテーションには FoE Japan と JACSES から担当者が参加し、IFC 担当者と議論させて頂いた。

質問 1：

世界銀行グループの理事会カレンダーによると、7 月 28 日に開発効果に関する理事会小委員会（CODE）が開催され、本件について議論されたようである。議論の概要及び日本理事の発言内容を教えて頂きたい。

質問 2：

第 1 次ドラフトに対するパブリックコメント期間が終了したにも関わらず、独立評価グループ（IEG）による評価結果が未だに公開されていないようである。現在の準備状況及び公開の予定を教えて頂きたい。

質問 3：

IFC のウェブサイトによると、第 2 次ドラフトの公開が 10 月となっている。現在の準備状況及び公開の目途を教えて頂きたい。

質問 4：

下記の各論点について、財務省の見解を伺いたい。

1. カテゴリ FI において、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランの公開を IFC 及び顧客の要件とすること
2. 環境・社会モニタリングレポートの公開を IFC 及び顧客の要件とすること
3. 被影響住民に理解可能な言語でのアクションプランの公開を顧客の要件とすること

議題 2：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の環境社会影響への日本政府の対応について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

提案者：メコン・ウォッチ 福田健治・東智美

背景：

ナムトゥン 2 水力発電事業は、ラオス政府とのコンセッション契約や世界銀行のセーフガード政策に規

定されている環境社会配慮上の主要な要件を満たさないまま、商業運転が行われている。

例えば、ナカイ高原の移転住民は、移転事業完了後 2 年経っても、水田や果樹の損失に対する補償を受け取ってない。これは、「現在〔事業開始前〕、水田を耕作している住民は、（移転管理局と移転住民の間の合意に基づく）水田以外に（中略）5 年分の生産量に相当する現金またはそれに準じた補償を受け取る資格を有する」（Volume 2A, Schedule No.4 Part 1: 77）とするコンセッション契約、および「移転のために必要な措置が取られるまで、退去や〔財産への〕アクセス制限が起こらない」ようにする義務を課し、「特に土地やそれに関連した財産の収用は、補償が行われた後のみに行うことができる」（OP4.12 paragraph 10）とする世界銀行の非自発的移転に関するセーフガード政策に明らかに違反している。

この件に関し、移転村の 1 つナカイヌア村での聞き取り（2010 年 5 月）によれば、村から郡移転管理局に対し、補償を求める苦情申し立てが度々行っているが、補償の支払いは行われておらず、住民は生活再建への不安と事業への不信感を募らせている。

質問：

世銀が日本政府および国際社会に対して事前に行った約束は反故にされている。また、世銀・ADB の環境社会配慮政策に違反し、それにより現地で被害が生じている。一方で、一党独裁の社会主義国というラオスの国情から、被害住民が声を挙げることは現実には極めて困難である。被害住民に代り、世銀の日本理事による世銀インスペクション・パネルへの申し立て、ADB の日本理事によるコンプライアンス・レビュー・パネルへの申し立てが行われるで、同事業の政策違反による被害の実態が明らかにされ、環境社会影響の緩和につながると考えられる。同事業に対する世銀・ADB の支援を支持した日本政府として、世銀のインスペクション・パネル、ADB のコンプライアンス・レビュー・パネルへの申し立てを検討すべきだと思えるが、日本政府としての見解を伺いたい。

また、これまでの当団体と財務省との会合のなかで、インスペクション・パネルに申し立てを行うには、現地の被害状況や住民の見解に関する情報が十分でないとの趣旨のご発言があったが、情報が不十分であれば、世銀および ADB の日本理事による現地視察など、日本政府として積極的に同事業の影響をモニタリングし、踏み込んだ対応を検討していただきたい。

議題 3：アジア開発銀行のパブリックコミュニケーション政策改訂及びアカウンタビリティ・メカニズム改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

＜パブリックコミュニケーション政策（PCP）改訂について＞

アジア開発銀行（ADB）は 2010 年 6 月にパブリックコミュニケーション政策（PCP）の第 1 次ドラフトを公開し、これを基に各地でパブリックコンサルテーションを開催。パブリックコメントを受け付けた。7 月 8 日に開催された東京でのコンサルテーションでは財務省からも出席され、非常に前向きなコメントが出されたことを歓迎したい。一方、コンサルテーションでは政策の中身に関する踏み込んだ意見

が出されなかったもので、ぜひ、本協議会で改めて議論させて頂きたい。

質問 1 :

7 月 27～29 日にインドネシアで開催されたコンサルテーションでは、参加を希望する NGO や被影響住民の参加を ADB が拒否したとして、コンサルテーションへのボイコット運動が行われた。ADB による参加拒否の有無について事実関係を教えて頂きたい。また財務省の見解を伺いたい。

質問 2 :

ADB のウェブサイトによると、第 2 次ドラフトの公開が 10 月となっている。現在の準備状況及び公開の目途を教えて頂きたい。

質問 3 :

下記の各論点について、財務省の見解を伺いたい。

1. 理事会のトランスクリプト（逐語議事録）を原則公開とすること（ただし、非開示事由に該当する情報が含まれる場合は必要に応じて非公開とすることを可能とする）
2. Financial Intermediaries（金融仲介機関）の環境社会マネジメントシステム（ESMS）の情報及びその進捗状況（プログレスレポート及び修正アクションプラン）の公開を ADB の要件とすること
3. 環境影響評価報告書・住民移転計画書・先住民族計画書のドラフト版／完成版／更新版及び各モニタリングレポートの公開を借入人・顧客の要件とすること（Safeguard Policy Statement における Policy Principles の要件を PCP に適切に反映すること）。
4. 検討を終了した民間セクター案件の Project Information Document（PID）についても、公共セクター案件同様にその終了理由を公開すること

＜アカウンタビリティ・メカニズム改訂について＞

2010 年 6 月、ADB は、アカウンタビリティ・メカニズム（AM）の改訂の開始を発表。現在、コメントを受け付けている。現在、CRP で審査が行われている中国の福州環境改善事業（Fuzhou Environmental Improvement Project）では、中国政府当局が CRP の現地訪問を拒否しており、審査の進行に困難をきたしている状況である。また、本件に関して 10 月に理事会で協議されるとのことである。AM 改訂に向けては様々な課題があるが、今回は本案件を基に CRP の現地訪問のあり方について、意見交換したい。

質問 4 :

中国政府当局は CRP の訪問を拒否している理由として、事業のデザイン変更により申し立て者が移転対象者でなくなったから、と説明しているとのことである。しかし、CRP はそもそも ADB の政策違反があったかどうかを審査する機関であり、また、仮にデザイン変更によって被害が回避されとしても、その実態を CRP が確認する必要があるため、CRP の現地訪問を拒否する正当な理由にならないと考える。財務省の見解を伺いたい。

質問 5 :

CRP が現地訪問を行っていない中で CRP のプロセスを完了することは、今後、CRP の現地訪問を拒否されるケースが増える可能性がある。したがって、CRP の現地訪問が実施されないまま福州環境改善事業の CRP プロセスを終了するべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

質問 6 :

審査パネルの現地訪問拒否は、旧インスペクション・メカニズムで審査されたサムットプラカン汚水処理プロジェクトにおいても発生しており、2003 年の改訂においても CRP の現地訪問を確保する制度的な仕組みは担保されていないままである。CRP の現地訪問の拒否を今後起こさないために、財務省としてどのような制度的措置が必要だと考えているか。

議題 4 : 鳩山イニシアティブの進捗と評価について

提案者 : FoE Japan 柳井真結子

背景 :

昨年、国連気候変動首脳会合及び国連気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議(COP15)で表明された「鳩山イニシアティブ」は、途上国に対する気候変動対策支援における日本の国際貢献として強調されているが、その実態や評価方法がほとんど公開されておらず、達成度も把握できない。これでは、国際社会が鳩山イニシアティブ及び日本の提案する気候変動資金メカニズムに対する信用が低下する恐れがある。本イニシアティブに関して以下についてご説明いただきたい。

質問 :

1. 「鳩山イニシアティブ」は「新規の追加的な民間資金」と掲げているが、実際は自公政権時に約束された「クールアース・パートナーシップ」を整理・拡充したものとされる。クールアース・パートナーシップの頃からの使途、予想される効果（GHG 換算含む）と測定方法、評価方法、進捗を報告いただきたい。また、特にどの部分が「新規の追加的な」資金であるか示していただきたい。
2. 鳩山イニシアティブの最初の案件となったインドネシアへの気候変動プログラムローンは、今年 6 月で 3 回目の融資が継続的に締結されている。しかしながら実施状況に関する情報がほとんど公開されていない。政策支援であったとしても、気候変動対策に貢献できたのか否かを説明できないのであれば、国際社会からも国民からも理解は得られない。より詳細な事業内容、進捗状況を公開していただきたい。
3. 同ローンについては、適宜、評価が実施されていると理解するが、その理解は正しいか。また、もしも行われているのであれば、通常の事後評価同様、結果を公開するべきではないか。
4. 12 月に開催される COP16 に向けて、気候変動資金メカニズムの構築に対する日本の提案、貢献を具体的に教えていただきたい。また、その中における「鳩山イニシアティブ」の位置づけを伺いたい。